

第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 会議録

○日時

令和7年5月13日（火） 午後2時00分～午後3時55分

○場所

上下水道部庁舎2階 第1会議室

○委員出欠

<input checked="" type="checkbox"/> 新川達郎 会長	<input checked="" type="checkbox"/> 山岡ナオミ 副会長	<input checked="" type="checkbox"/> 宮前博子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 福井景一 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 馬泰子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 鈴木多栄子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 藤本寛 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 安永朋功 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 島野均 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 鷺田美幸 委員	<input type="checkbox"/> 坂本秀雄 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 小池とも子委員
<input type="checkbox"/> 園田仁志 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 津田浩司 委員	<input type="checkbox"/> 小島健史郎 委員	

出席者12人、欠席者3人

○事務局出席者

木津川市長：谷口雄一

事務局長（上下水道部部長）：城田和彦

上下水道部 次長（工務課担当課長）：杉田幸弘

工務課 工務課長：石井一誠、工務課主幹：吉岡秀明、工務課課長補佐：田中秀哲

業務課 業務課長：長岡武文、業務課主幹：西置均、業務課課長補佐：秋元雅晴

業務課総務係長：宮寄太郎、業務課総務係主任：福田直人

○傍聴人

7名

○議題等

1. 開会
2. 審議事項
 - (1) 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について
 - (2) 審議会の全体スケジュールの変更について
3. その他
4. 閉会

○会議結果要旨

1. 開会

<事務局長>

定刻となりましたので、第4回水道料金及び公共下水道使用料審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、坂本委員、園田委員、小島委員から欠席の連絡をいただいている。出席していただいている委員は12人で、木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例第6条第2項に規定の開催要件である過半数の出席を満たしていることを報告させていただきます。

本市の上下水道事業の管理者は、従来は不在で、その役割は上下水道部長が職務代理者として務めてきました。令和7年4月に条例改正を施行し、上下水道事業の管理者は設置せず、管理者の権限を市長が行うことになりました。本日は谷口市長が出席していますので、開会にあたりまして市長より一言挨拶を申し上げます。

<木津川市長>

改めまして皆様こんにちは。ただいま紹介をいただきました、木津川市長の谷口でございます。先ほど事務局長である部長からもありましたが、この度、4月1日から水道事業及び下水道事業の管理者の権限を担わせていただくこととなりました。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料の審議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また過去3回の審議会におきましては、貴重なご意見等を賜りましたことに対しましても重ねて御礼を申し上げます。

さて、過去に整備した上下水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化、こちらは全国的な課題となっている中で、今年の1月28日に埼玉県八潮市の県道で発生した下水道管の破損による陥没事故があり、先月30日には京都市の国道1号に埋設された水道管の老朽化による漏水、また、ゴールデンウィーク明けの5月10日にも大阪市城東区で水道管が破裂する、そのような事故が発生しているような状況であり、それらを受けまして、5月1日には本市においても目視による緊急点検を実施し、現状において問題のないことを確認したところです。

そのような中、新水道ビジョン及び公共下水道事業経営戦略等に基づき、現在の施設・管路の更新・耐震化の計画を、本当に遅らせることなく実施し、将来にわたって安全かつ安定的に事業を続けるためには、事業運営の健全化に努めることはもとより、収入及び財源を確保することが必要であると思っています。特に水道事業につきましては、料金の引き上げに

よる適正化は喫緊の課題であると考える中、水道料金の改定につきましては、新水道ビジョンにおいて、試算として改定率 25%、改定時期は令和 9 年 1 月ということをお示ししましたが、委員の皆様に加えまして、先般の木津川市議会の 3 月定例会においても、様々なご意見をいただいたところです。我々としましても、いただいたご意見を最大限に尊重しながら、安全・安心で、持続可能な上下水道となるよう努力をして参りたいと考えています。

結びに当たりまして、皆様から忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭に当たりまのご挨拶とさせていただきます。引き続きお世話になりますがどうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局長>

4 月から事務局に異動があったので、自己紹介をさせていただきます。

【各自一言自己紹介 市長：谷口⇒上下水道部長：城田⇒上下水道部次長：杉田
⇒工務課長：石井⇒業務課長：長岡⇒業務課課長補佐：秋元⇒業務課主幹：西置
⇒工務課主幹：吉岡⇒工務課課長補佐：田中秀哲⇒業務課係長：宮寄⇒業務課主任：福田】

それでは審議を始めていただきたいと思います。新川会長におかれましては、議事進行をお願いします。

2. 審議事項

<会長>

本日の審議においては、あらかじめのご案内のとおり、第 1 回から第 3 回の審議会で上下水道事業についてご議論をいただき、事務局で取りまとめをしていただいている。それらを踏まえ、今後の上下水道事業につきましてご意見を賜りたいと思います。本日、皆様からいただいたご意見を今後の答申に向けて集約をしていく最初の機会となりますので、積極的にご意見、ご提案をいただきたいと思います。

また、皆様には事前に文書でご案内がありましたが、当審議会の今後のスケジュールにつきまして、変更提案もありますので、後程ご審議をお願いします。

なお、ご発言をいただく場合には、議事録を作成する都合上、挙手をいただき、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いします。

本日の審議事項の「(1) 第 1 回から第 3 回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について」と合わせて、この意見集約とも密接に関わりますので、「(2) 審議会の全体スケジュールの変更について」を、一括してまず事務局から説明を受け、その後順次、審議する進め方でよろしいでしょうか。

<各委員>

【異議なし】

<会長>

それでは説明した進め方で審議をします。まず事務局から、本日の審議事項につきまして、説明をお願いします。

<業務課長>

【資料に沿って説明】

資料一覧

3の資料1－1は、第3回までの審議会とその後の意見書により、委員の皆様からいただいたご意見をまとめたもので、資料1－2を集約したもの

4の資料1－2は、委員の皆様からいただいた意見の一覧

6から12の参考資料A～Dは、審議の中心となる水道料金の改定に関する資料

(1) 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について

- ・資料1－1 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約
P1の「全般」～P4の「(3) 水道料金の改定」
- ・参考資料A 木津川市議会産業建設常任委員会意見
- ・参考資料B－1 給水収益・損益の見込み
- ・参考資料B－1補足 建設改良費の財源、資金・基金、企業債の残高
- ・参考資料B－2 口径13mm、20mmの使用水量20m³の改定前後の税込料金のみ説明
- ・参考資料B－3 口径13mm、20mmの使用水量20m³の改定前後の税込料金のみ説明
- ・資料1－1 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約
P4の「(4) 水道料金体系」～P6の「4 その他」
- ・参考資料1－2 第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の一覧
P4の24、P5の25、P5の27、P6の32
- ・参考資料D 京都府営水道水道料金(受水費)建設負担水量の見直しの影響

資料1－1の意見の集約について、委員の皆様からいただいたご意見を元に、次回の審議会に向けて答申の案を作成させていただきたいと考えています。

(2) 審議会の全体スケジュールの変更について

- ・資料2 木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 全体スケジュール

第1段階の引き上げの時期、議会での審議や水道料金改定の周知期間を考えますと、審議会の開催ペースを早める必要がありますので、ご審議をよろしくお願いします。

（1）第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について

<会長>

本日の2つの議題のうちの1つ目、「第1回から第3回審議会における上下水道事業に関する意見の集約について」の審議をします。

特に水道料金の改定につきましては、当初、令和9年1月からの25%引き上げが新水道ビジョンでの考えでしたが、当審議会でのご意見、また議会でのご意見も踏まえまして、令和8年4月にまず15%、そして2年後の令和10年4月に残りの10%と段階的に引き上げる案を示していただいている。

上下水道施設の施設・管路の維持管理・更新は、昨今の全国の状況等も踏まえまして、老朽管、あるいは老朽施設については早急な更新を、また、地震災害が大きく懸念されており、耐震化も遅滞なく進めていく必要があります。そのためにも、新水道ビジョンの計画期間中の施設・管路の更新は、できるだけ計画的に進めていかなければならないと考えています。

もう一方では、実際に一挙に25%の引き上げというのは、大変重い負担ではないかということで、市民生活への影響を考え、引き上げ時期を1年前倒しにしますが、2回に分けて段階的に引き上げをすることで、激変緩和措置を取るのはどうかとの提案をいただいている。なお、収支の見通しにつきましては、説明にあったとおり京都府の府営水道からの受水の料金について、交渉が現在進行中のことです。

来年度からの料金引き上げは現行計画で考えてよいかと思いますが、それ以降につきましては、不透明なところもあるので、令和10年の第2段階の料金改定につきましては、改めて府営水道からの受水料金の動向を踏まえて検討しなければならないという説明がありました。

この上下水道の経営の健全化を踏まえた、今回は特に上水道の料金体系の見直しについて、ご意見をいただきたいと思います。本日いろいろな資料をいただきましたので、わかりにくかった点もあるかと思います。ご質問等でも結構ですが、委員の皆様から忌憚のないご意見、また今後に向けてのご提案をいただければと思います。

<会長>

今後2段階で料金改定をしていくことですが、特に府営水道の今後の料金体系の影響、今後の府営水道の建設負担水量あるいは受水料金の改定がどうなるかというところもありますが、どの程度変わればどの程度影響があるのか、これまで検討されたところはありますか。

とりわけ本市につきましては、今後建設負担水量が大きく上がっていく側面もありますが、府営水道の負担を多少なりとも減らしていかなければというところもあるかと思います。

この辺りシミュレーション、あるいは現時点での感触でも結構ですが、将来に向けて府営水道の負担との関係について考えている、あるいは何か計算しているところがあれば教え

ていただきたいと思います。

＜業務課長＞

府営水道の建設負担料金は、シミュレーションというほどではありませんが、現在京都府が提案している案でいきますと、木津川市の負担は 4,000 万円から 5,000 万円ほど増えると見込んでいます。こちらの案については、木津川市としては協議の中において受け入れられないということで反対の意向で意見をさせていただいている。

建設負担水量は固定的な経費の対象となる水量の分になりますが、他の市町では水需要が減ってきてているため、建設負担水量に対して、実際の使用水量、受水量が減ってきていて、その乖離が大きくなっています。木津川市の場合は、その乖離が大きくなく、現在は逆に受水量が建設負担水量を超えている状態です。

他の市町では受水量がかなり減ってきて、当初の建設負担水量に対し、かなり使用水量が減っていて、その差がいわゆるカラ水と言われるものになりますが、それが大きくなっているという状況です。他の市町からは、そのカラ水を解消したいということで、見直しのお願いを京都府にされてるというところです。

逆に木津川市や京田辺市や精華町も同じなんですが、建設負担水量に近い府営水道を使っており、そういう市町は、見直しに反対をしているという立場になっています。

そのような状況で協議を進めていますが、今は議論が平行線状態になっていて、京都府が受水市町全部の同意を得て見直しをされるのか、その辺がどうなっていくのかが見えていないという状況であり、引き続き協議をさせていただいているというところになります。

＜会長＞

不透明なところばかりですが、参考資料の D の一番下の欄にありますように、この負担というものが増えていくと今後毎年数千万円の負担増ということになっていく計算です。このあたりが今後どう決着するのかで、令和 8 年度はさておき、令和 10 年度以降の計算も違ってくるというところは、含みおきをいただければと思います。

＜委員＞

参考資料 B-4 の木津川市と他市町の比較ですが、木津川市は基本料金が 1,400 円で、31 m³以上は従量料金は単価が 140 円から 170 円に上がっていますが、他市町ではさらに増えるに従って単価が上がっています。なぜ木津川市は 170 円で止まっているのでしょうか。

基本的に各家庭において水の使用は多くはないですが、企業が多く使う分については、他市町から比べると安すぎます。城陽市であれば、81 m³から 100 m³の使用で単価が 295 円、木津川市は 31 m³以上は 170 円、170 円に抑えるということは水道料金がたくさんもらえないという感じを受けます。たくさん使ってるところからはたくさんいただくとすれば、料金の引き上げも緩和されますので、なぜ 170 円で止まっているのですか。

＜業務課長＞

水道料金の料金体系ですが、木津川市の場合、口径別で料金体系が違っております、口

径 40 mm以上であれば、ここ単価よりも高い 1 m³当たり 190 円の単価となっています。大きい口径につきましては大規模事業者を想定して、使用水量も多いということで、170 円より高い 190 円の料金設定をしています。

一般家庭とか小規模事業者が想定される口径 30 mm以下につきましては、こちらの逓増制の従量料金の料金体系になっていますが、この従量料金の逓増制が前回の審議会でもご意見をいただきましたが、昔は拡大拡張時期で水需要に対してその整備が間に合わない、水道の使用量を抑えて欲しいというところもあり、使用水量が多くなれば単価を高く設定してきたと考えられます。

今現在は、その逓増度を緩やかにしていくのが流れになっています。実際に使った水量に對していただく料金としては、使用水量が増えたから、その費用の単価が高くなるということはありません。その辺も考慮して逓増度は緩くしていくという流れはありますが、そうなると使用水量が少ない方への負担がありますので、その辺も考慮しながら次の料金体系については、ある程度考慮しながら、見直しをさせていただきたいと考えています。ただ、料金体系を大きく変えることはできませんので、その辺のわずかなところで考慮させていただきたいと考えています。

<委員>

料金改定で 25% 上がるというのは時代の趨勢なので、致し方ないと思いますが、木津川市においては、過去に 3 町合併後に統一、下水道使用料が令和 4 年度に 19.8% 上がって、その 5 年後に水道料金が 25% 上がるというのは。先ほども申し上げたようにたくさん使っているところはやっぱりたくさん料金をいただくというようにするべきで、改定が従来どおりの体系で変わらないとなると困ります。他の市町はたくさん使っているところはたくさんもらっている、そのように改善するべきです。同じように 25% 引き上げとなれば、100 円が 125 円になります。

水道料金は本当に基本中の基本であり、5% でも 10% でも下げるところは下げる、生活水準が問題になってきますので、25% に上げる、段階的に引き上げるのであれば、たくさん使っていただいている方からはたくさんいただき改定としていただきないと。この資料に関しては、従来どおりの改定をするという感じですが、そこを何とか見直していただくべきです。

<会長>

従量料金につきましては、特に水道事業については、経済の高度成長期、人口急増期に水需要が大きくなっていたということがありました。こうした事態にどう対応するかという時に大量に使用される方については、単位当たりの料金を高くする需要の抑制と、もう一方では節水も合わせて考えていくということで料金逓増制、たくさん使うと単価も上がる仕組みを取り入れてきたというございました。

これがどこまで市民の皆様の、特に日常生活で使用される方にとって公平かということについては、改めて検討する必要があるとのご意見をいただいたかと思います。料金単価そ

のものの基本的なところについては、今後、料金の引き上げをしなければならないというところではご理解はいただいているかと思いますが、もう一方では料金体系の、特に使用水量の少ないところをどう考えていくのか、そして逓増のカーブをどのように考えていくのか、全体としての料金収入を勘案しながら考えていかないといけないと思います。

＜副会長＞

単純な質問ですが、資料B－1の激変緩和はよくわかるんですが、令和8年の4月と10年の4月という2回に分けてこのタイミングについて、教えていただきたいんですが、なぜこの形になってるのか、京都府の府営水道と関係があるのかその辺の説明をお願いします。

＜業務課長＞

こちらの改定の時期のタイミングですが、2つ目の新水道ビジョンで示しています令和9年1月に25%引き上げた場合の10年間の給水収益と損益が10年間のトータルとして確保できるという条件で、段階的に引き上げた場合ということでいろいろシミュレーションさせていただいて、その結果として、令和8年4月に15%引き上げ、令和10年4月に10%引き上げで、10年間の収益がトータルで同じぐらいで、段階的引き上げになるということで、こちらを提示させていただいたところです。

＜副会長＞

今後状況が変化した場合、遅らせる・早めるということがあるのか、決まったものはそのまま進んでいくということなのでしょうか。

＜業務課長＞

こちらの想定としましては、令和8年の4月からの改定については、できれば計画どおりに進めさせていただきたいと考えています。ただ令和10年4月からの残りの引き上げにつきましては、先ほども説明させていただきました府営水道の動向とかまだ未確定な部分もあり、また、財政収支の計画を立てていますが、そのとおり実績がぴったり合うこともありますので、2回目の改定につきましては、その時期と改定率については改めて検討させていただきたいと考えています。2回目の改定につきましては今の時点ではこのように想定をしていますが2回目については変わってくる可能性があるものと考えています。

＜会長＞

ただいま説明にあったように令和8年4月からの引き上げは、段階的にと考えた時には今後10年間の収支を安定させるためにも必須ということで計画的に進めていきたいとのことでした。

ただ、新水道ビジョンで予定されていた25%に達するための令和10年度の引き上げにつきましては、シミュレーション上はこのような予定で考えられていますが、先ほどの府営水道の動向、さらには今後の本市の水需要の状況、現在の様々な物価、人件費・資材費も含めての高騰が続いているという状況もあります。施設や管路の更新の経費につきましても

流動的な要素というのは大きいかも知れないと考えられます。実際に各年度の進捗を見ながら、その中で検討していく必要もあるということでシミュレーションとしては令和8年と10年を考えておられるということですが、10年度の10%につきましては改めて精査をする必要があるということで回答をいただきました。

<委員>

先ほど議論のあった通増制の料金体系については、前回にも説明したように、昭和40年ぐらいから各自治体が取り入れた料金体系の制度ですが、当時人口が急増して発展していく中で、水を送り出す側・作る側と、需要として市民が使う水の量のバランスが崩れ、そこで国の施策として作り上げられた制度で、要するに水ができるだけ使わないで皆さんと同じように使える条件にするために、多く使う方には高く払ってもらいますよという当時の制度でしたが、これはもう60年前に作られた制度で、今ほとんどの自治体は余剰な水がある、水が余っている状態の中で、この通増制の料金体系がもう今の時代に合っていません。逆に、それぞれの水道事業者の経営を圧迫している制度となっています。今回の意見の集約があった後に、国で水道料金算定要領が2月に改正されて、3月に公表されたのを読みますと、全体的に従量料金についてはすべて均一料金にしなさいということで意見が出されて、今、各自治体もそのように動いてます。

要するによく考えますと、上下水道は公共料金ですけども、1m³当たりを1つの商品と考えると、買えば買うほど高くなるというのは一般的の消費行動と全く逆行しています。それと各家庭によって払う値段が違う、これはやっぱり公平性に欠けてるということで、当時、水がない状態ではこれはあくまで特例措置として暫定的に使いながら、将来的に解消していくなさいという制度の趣旨だったのですが、未だにそれがずっと各自治体に残っているのですが、一番直近ですと平成9年ぐらいにこの要領が改正されたときに、大体全国950から1,000ぐらいの水道事業がありますが、大体4割ぐらいがこの通増制を廃止しています。

従量料金の差別化と呼ばれていますが、これはもう均一に、すべて幾ら使っても同じ料金というのが通常の公共料金のあり方であるということで、国でもそれで進めていこうということで、恐らく今年から各自治体が改正していくと思われます。

今回の25%の引き上げは、経営の安定化のために必要であれば、それを段階的に引き上げるということは必要かと思いますが、合わせてこれからの方針、5年、10年、20年先をどうするかを考えたとき、料金体系自体も変えていかないといけないので、そういうことも市民の方にご理解いただけるように、丁寧な広報をしていただきたいと考えています。

<会長>

近年の従量料金の考え方につきましてご意見をいただきました。従来の通増制の持っている問題点、矛盾もお話をいただきました。合わせて水道施設がすでに過大な施設になってきていることも含めて、今後どうするのかとの観点も考えていかないといけないと思います。

す。その中で、本市の適正な水道供給体制、そして維持できる収支の体制をどう取っていくか、私どもも知恵を絞らないといけないと思います。貴重な水の資源ですので、これをどのように確保し、上手に使っていくのかも合わせて考えていかないといけないということもあります。

＜委員＞

先ほどの副会長の質問に少し関連してくるかと思いますが、前回までの審議会の中で令和9年に 25%を引き上げる提案をいただいて、一気に上げるのはどうか、激変緩和が必要という意見が出て、私が思っていたイメージは 25%引き上げをするが、例えば毎年 5%ずつ上げると思っていましたが、令和8年に 15%上げて、残りの 10%はその時の情勢を見て考えますとなれば、15%上げてそのままになってしまうことも起こりうると考えられますが、その辺のシミュレーションと意見の集約のバランスはどのように考えているのか教えていただければと思います。

＜業務課長＞

水道料金の改定につきましては、激変緩和で毎年改定するということは想定しておらず、他の市町でも恐らくそのような改定をしているところはないかと思います。毎年改定となりますと、料金の改定の周知、システムの改修、条例の改正も必要になりますので、そういったことを毎年していくというのは、至難の作業になるかと思いますので、今回は2段階で提案させていただきて、委員の皆様の意見の集約にもあるとおり、2回目の改定で改めて残り必要な分を再検討させていただきたいと考えているところです。

＜委員＞

料金改定が大変ということはよくわかりました。そうするとなぜ 15%と 10%なのか、2段階目の引き上げ時に、再度議論になるのではないでしょうか。あるいは 15%と 10%としているながら、令和10年の改定の時には 20%上げることになることも含まれているか、その時の情勢を見るということは 10%にこだわらないということが提案に含まれているのですか。

＜業務課長＞

2段階目の 10%の引き上げにつきましては、その時の状況を見て改めて検討させていただきたいのですが、その場合、今は府営水道の協議の動向がわからないというところもありますので、京都府が提案した案で試算させていただいたら、15%、10%の改定が必要となるのですが、府営水道の協議が整わずに現在のまま続くとなれば、その増を見込んでいた分は上げる必要はないということになります。その他の要因で何か支出が増になるような要因が発生すれば、引き上げ率が大きくなる可能性もあるかと思いますが、今のところはこういった増は想定されるものはないという状況です。大きく影響を受けるものとしては、府営水道の動向、それと事業の進み具合等によるものと考えています。

<会長>

新水道ビジョンでは、令和9年に 25%上げるということで、10年間の収支の均衡を取っていく計画でした。それを1年前倒しして、改定率を段階的にするということで、令和8年度に15%、2年後の10年度に10%でバランスを取っていこうというのが今回のアイデアかと思います。

ただ、先ほどの説明にあったように、今後の収支は、とりわけ府営水道の建設負担水量がどう推移するかによって、数千万円規模の大きな影響を受けますので、これを勘案すると、2回目の水道料金の引き上げについては、現行の府の考えのとおりに進めば、令和10年度は10%程度の引き上げということになると思いますが、仮に不意に違ってくると、引き上げ率も違ってくる可能性はあるということだと思います。

なお、先ほど毎年5%ずつ上げていって5年間で25%にしたらどうかというご意見もありましたが、毎年システム改修をしていかないといけないという大変な作業であることは間違いないと、そしてシステムを改修する経費をどう考えていくかということがあると思います。

<委員>

参考資料Aで、水道料金を前倒しして段階的に上げるということと、あと最後に木津川市の水道耐震化計画を作成し、計画的に耐震化を推進することを求めるというようなことが書かれていて、こちらの内容が今回の試算のシミュレーションの見直しの時に、お金を使う側に反映されているのか教えていただきたいと思います。

<工務課長>

第2回の審議会におきまして、施設の今後の耐震計画につきましてご説明をさせていただきました。現在山城浄水場の更新中で、今後は吐師受水場の更新、加茂の観音寺浄水場、南加茂台配水池の更新と並行して、管路の更新も順次していかなければいけないと、そのような計画で進めていきたいということで、その経費の見積もりを計画に反映しています。

<会長>

順次更新していくという計画に基づいての今回の改定ということでした。

<委員>

参考資料B-4で、精華町の従量単価の区分で、木津川市はどれくらいの金額になるのか、分布されているのかの資料があれば判断できます。一般家庭の使用水量は、だいたい30から40m³で収まっていると思いますが、それを資料としていただけますか。

<業務課長>

システムからそのようなデータが出力できるのか確認し、検討させていただきたいと思います。今現在、木津川市のシステムでは2段階の水量の出し方しかできないので、細かい階層で出せるか検討させていただきますが、提供できない場合もあるかと思いますので、その場合はご了承いただきたいと思います。

<委員>

どのように分布しているのかの資料をいただかないと判断できない。

<業務課長>

使用水量の階層ごとに何件おられるかの資料でよろしいですか。それとも全体でこの精華町の料金体系では全体でいくらになるかというような資料でしょうか。

<委員>

使用水量がどのように分布されているのかが分かる資料でよい。

<業務課長>

使用水量をもう少し細かい区分で、どれくらいの件数の利用者が分布しているかという資料であれば、次回に用意させていただきたいと思います。

<会長>

使用水量のおおまかな階層ごとの件数、それから納入額のような資料があればわかりやすいということだと思います。それを類似団体と比較できれば参考になるかとのご意見かと思いますが、実際に作業ができるか分かりませんので、検討いただきたい。

<委員>

今の質問に関係してもう一度確認したいのですが、内訳というのは例えばこの参考資料B-3の5ページに口径別に件数があり、この口径別の中で、かつ、使用水量区分が分かるものということですか。

<会長>

そうなります。特に大口径はほとんど見なくてもいいと思いますが、13mm、20mmの一般家庭用のところが知りたいということでおいかと思います。

<委員>

参考資料B-4の他市町との比較で、他市町には家庭用や一般用、普通用、生活用というのがありますが、条件によって他市町は異なるのか。他市町には違う体系があるということでしょうか。

<業務課長>

料金体系については、木津川市は口径別だけになっていて、口径によって基本料金と従量料金の単価が決まるということになります。他市町の状況までは分かりませんが、用途別ということで別に料金体系を分けている市町があるということは把握していますが、今ここに記載されている市町がどのようにになっているかは分かりませんが、用途別があるということで記載があると思われます。木津川市には用途別の体系はありません。

<会長>

本日はいろいろご意見をいただきました。全体としては、本日、意見集約としてこれまでのご意見を踏まえたまとめをいただきました。この方向に沿って次回も私たちの答申に向けての案を取りまとめていければと思います。ただいくつかご意見、令和8年、10年と

いう2段階の引き上げ、改定率についてのご意見ご議論もいただきました。さらには使用水量による通増制を基本に設計されていますが、これのあり方についても、議論がありました。これらについても、次回のご議論の中で、一定私たちとしても方向性を見出していくべきだと思います。

なお、今後の料金の引き上げについては、府営水道からの受水条件、それからその他の引き上げをしなければならない社会経済的な様々な要因も想定しつつとなりますので、特に令和10年度に向けての8年、10年の引き上げの進め方等についても、次回改めてご議論をいただければと思います。

いろいろとご意見をいただきましたが、本日いただいたご意見を踏まえ、まだ未確定のところもありますが、当審議会としての一定答申の方向を取りまとめをさせていただいて、次回に委員の皆様にご審議をいただく方向で進めさせていただいてよろしいですか。

<各委員>

【異議なし】

<会長>

それでは恐縮ですが、まずは事務局と私、会長との間で調整をさせていただきます。できるだけ本日のご意見、本日までいただきましたご意見に基づいて、答申案を作成させていただきたいと思います。それでは次回の審議会に向けては事務局と私で調整し、答申案を作成するということで進めていきますのでよろしくお願いします。

(2) 審議会の全体スケジュールの変更について

<新川>

それでは2つ目の審議事項の全体スケジュールの変更についてですが、2段階の引き上げにしましたので、この料金の改定についても早急に取りまとめ、広く市民の皆様にご理解を賜らなければなりません。市としての決定や議会の議決等も必要な内容ですので、当審議会で提案のあったスケジュールで進めていかなければよいかご検討いただきたいと思います。すでに段階的な引き上げについては、一定ご了解をいただいて、次回の答申に向けてまとめていくところですが、先ほど事務局から提案があったように、今後答申をして、市の考え方を固めていただき、議会の議決をいただくことを考えると、私たちの答申の時期を、前倒しをして進めていく必要があります。この点について資料2にあるとおり、今回いろいろご意見いただいたものをまとめ、7月に答申案としてご審議をいただき、委員の皆様のご意見をいただき、9月には最終案を取りまとめ、今日は管理者権限をお持ちの市長がおられます。市長に答申をお渡しし、考えを決めていただく。その段階であれば、令和8年4月の料金改定ですと、半年間の余裕がありますので、その間に議会での審議や広報PRしていただけるスケジュールで考えてはと思います。

当審議会といたしましては本年度中にと考えていましたが、後半の日程を2ヶ月ほど詰めるということになりますが、ご了解をいただいて次回7月、それから9月、この2回で答申を取りまとめていく方向で進めたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。特に異論がなければ、この形で進め、2段階での激変緩和に対応した審議会としての答申ということにしていきたいと思います。

<各委員>

【異議なし】

<会長>

皆様のご同意をいただきましたので、本審議会のスケジュールにつきましては、お手元の資料2の形で進めさせていただきたいと思います。

次回の第5回目の日程ですが、7月中に開催で事務局に調整をお願いします。

3. その他

<会長>

本日予定されておりました議事は以上ですが、各委員から何かご意見等があればいただきたいと思います。

<各委員>

【なし】

<会長>

それでは本日、大変熱心にご議論いただきましてありがとうございました。以上をもちまして私の議事進行は終えさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

<事務局長>

新川会長におかれましては長時間の議事進行、委員の皆様におかれましてもご審議賜りましたこと、まことにありがとうございました。審議いただいた結果を踏まえまして、会長と相談しながら答申の案の調整を進めたいと考えます。

次回の審議会ですが、7月の上旬を目指して会長と日程調整をさせていただき、お知らせさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

これにて閉会とさせていただきます。本日はご出席賜りまして、ありがとうございました。